

労働保険の申告、算定基礎届の提出

どちらの届出の申告期限も、毎年7月10日となります。決算月のように会社毎に申告時期に違いがないため、全国の事業所が一斉にこの時期に届出をします。労働者のケガ・病気に対しての給付金、老後の年金給付等に係る大切な届出になりますので、漏れなく申告しましょう。

①労働保険、社会保険とは

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称、社会保険とは健康保険と厚生年金保険の総称です。

	種類	保険の対象	保険料負担
社会保険	健康保険	業務外の病気ケガ出産に対する保険	事業主と従業員で折半
	厚生年金保険	高齢障害死亡に対しての保険	事業主と従業員で折半
労働保険	労災保険	業務上又は通勤途中の病気ケガ障害死亡等に対する保険	全額事業主負担
	雇用保険	失業や職業訓練に対する保険	一部従業員負担あり

* 労災保険料の全額を会社が負担する理由…

労働基準法では、労働者が業務上ケガをした場合には、会社が負担をして補償すべきとされています。しかし、補償額は多額になる場合が多く、その補償額を支払える財務基盤を持つ会社は少ないと言えます。そこで生まれた国の公的な保険制度が「労災保険」であり、会社に代わって、国が補てんするという性格を持つ保険制度だからです。

②労働保険の概算確定保険料申告書の仕組み

まず、当年4月1日から翌年3月31日までの対象期間（「保険年度」と言います。）の賃金総額を見積もり、概算保険料を申告納付します。そして、対象期間が終了した時点で、確定保険料と既に納めた概算保険料との差額精算のためにもう一度申告します。（納付又は還付になります。）事業が継続する場合には、毎年、二つの期の保険年度について、概算・確定の申告する仕組みになっています。

●納める保険料の額＝

概算保険料 + (確定保険料 - 前年の概算保険料)

* 概算保険料 = 賃金見込額 × 保険料率

* 確定保険料 = 実際の賃金額 × 保険料率

【労災保険料率】(主なもの) (1/1000)

金属加工業	10
食料品製造業	6
卸売業、小売業、その他サービス業	3

【雇用保険率】 (1/1000)

下記以外の事業	9	(3)*
農林水産業、清酒製造業	11	(4)*
建設業	12	(4)*

* ()の数値は内従業員負担分

③労働保険料の計算と延納

自社の一年度当たりの労働保険料はいくらであるかご存知でしょうか。例えば、サービス業の事業所で年間の賃金総額が1億円（役員分を除き、全員が雇用保険の被保険者とする。）であれば、その保険年度の労働保険料は120万円になります。

1億円 × 合計保険料率0.012 = 120万円

(雇用保険料率 9 / 1000)

(労災保険料率 3 / 1000)

* 内30万円については、「従業員負担分」として給与・賞与の支払時に徴収します。

このように、一度に納付するには大きな金額になることもあります。概算保険料が40万円以上になる場合は、年三回に分けて納付することが出来る「延納制度」があります。

④社会保険料の計算と算定基礎届の提出

労働保険とは異なり、社会保険料は日本年金機構又は健康保険組合等が、従業員それぞれの「標準報酬月額」を基に毎月計算します。実際の賃金額を使用すると計算が煩雑になるため、「一ヶ月に支給される見込の賃金額」を「標準報酬月額」として計算する仕組みとなっています。

社会保険料に「日割り」といった考え方がなく、月の途中で入社しても、一ヶ月分の保険料がかかるのはこのためです。

会社が提出する「算定基礎届」は、この計算根拠となる「標準報酬月額」を年に一回見直す届出になります。4月から6月に実際に支給された賃金を使用しますので、この時期に、残業代が増えれば、「標準報酬月額」も高くなり、向こう一年間の保険料負担に影響します。

例えば、東京都の健康保険料率(介護保険料も含む)が11.63%、厚生年金保険料率が18.3%になりますので、「標準報酬月額」が2万円違えば、従業員負担額、会社負担額、それぞれ一人当たり年間約3.5万円の増額となります。

⑤届出方法

具体的な申告方法については、厚生労働省HPと日本年金機構HPよりパンフレットがダウンロードできますので、ご参照ください。

申告、届出について、お困り事がございましたら、お気軽にご相談下さい。